

プレスリリース

平成19年6月28日
農 林 水 産 省

有機農産物の認定生産行程管理者であるおみがわ水郷コシヒカリに対する
認定の取消しに係る聴聞の実施について

◎ 概 要

- 1 有機農産物の認定生産行程管理者であるおみがわ水郷コシヒカリ（住所：千葉県香取市本郷117-4）に対する調査を実施した結果、おみがわ水郷コシヒカリが不正な格付等を行っていたことが判明しました。
- 2 このことは、JAS法に規定する認定生産行程管理者の認定の取消事由に該当し、認定の取消しを行うことが妥当であると考えられることから、行政手続法に基づく聴聞を開催する旨を、本日、官報に公示しました。

1 経 過

- (1) 平成19年2月5日、2月13日、5月23日及び6月6日に、農林水産省関東農政局及び独立行政法人農林水産消費安全技術センターが、有機農産物の認定生産行程管理者であるおみがわ水郷コシヒカリ（以下「おみがわ」という。）に対して、調査を実施しました。
- (2) その結果、おみがわが、認定の対象となっていないほ場で生産された米に、有機農産物の日本農林規格（平成12年1月20日農林水産省告示第59号）による格付の表示（有機JASマーク）を付して販売していたことが確認されました。
- (3) このことは、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第67号。以下「改正法」という。別添1参照）による改正前の農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「旧JAS法」という。）第18条第1項の規定に違反する行為であり、改正法附則第6条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧JAS法第15条の5第1項第1号に掲げる認定の取消事由に該当するものです。

2 措 置

おみがわに対しては、改正法附則第6条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧JAS法第15条の5第1項の規定により、認定の取消しを行うことが妥当であると考えられることから、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項第1号イの規定による聴聞を平成19年7月13日に実施することとし、別添2のとおり官報に公示しました。

問い合わせ先：消費・安全局表示・規格課
食品表示・規格監視室

担 当 者：高崎、角田

電 話：03-3502-8111（内線4485）

夜 間 直 通：03-3502-7804

当プレスリリースのホームページ掲載先URL
<http://www.maff.go.jp/www/press/press.html>

※ 本件については、関東農政局でも同様のプレスリリースを行っています。

平成19年8月31日

農 林 水 産 省

株式会社カワウによるたけのこ水煮に係る不正な有機JASマークの貼付及びたけのこ等水煮の原料原産地名の不適正表示に対する措置について

◎概要

- 1 農林水産省近畿農政局及び独立行政法人農林水産消費安全技術センターが、有機加工食品の認定生産行程管理者である株式会社カワウ（所在地：京都市南区吉祥院井ノ口町56、代表：代表取締役 藪田昌彦）に対し、平成19年7月27日から8月27日まで立入検査等を実施しました。
- 2 その結果、
 - (1) 同社は、たけのこ水煮製品の一部に、不正に有機JASマークを貼付していたこと
 - (2) 同社を表示責任者とするたけのこ水煮等の野菜水煮製品に、事実と異なる原料原産地を表示していたことを確認しました。
- 3 このため、本日付で、同社に対し、2の(1)の行為については、JAS法第19条の2に基づき格付の改善命令を行うため、行政手続法第13条第1項第2号の規定に基づく弁明の機会を付与する手続きを行うとともに、同(2)の行為については、JAS法第19条の14第1項に基づき表示に関する指示を行いました。

1 経過

- (1) 平成19年7月9日、食品表示110番に、有機加工食品の認定生産行程管理者である株式会社カワウ（以下「カワウ」という。）が有機JAS規格違反等を行っている旨の情報提供がありました。
- (2) これを受け、農林水産省近畿農政局及び独立行政法人農林水産消費安全技術センターが、7月27日から8月27日までの間、同社及びその関連施設等に対し立入検査等を実施しました。

2 結果概要

(1) 不正な有機JASマークの貼付

平成17年10月から19年5月までの間、不正に有機JASマークを貼付したたけのこ水煮製品約7,000kg販売していたことを確認しました。

不正に有機JASマークを貼付した約7,000kgのうち、

- ① 少なくとも約5,770kgについては、平成17年10月から19年5月までの間、そもそも有機原料を使用していないたけのこ水煮に、格付を行わず、有機JASマークを貼付していたものであったこと
- ② 約5,800kgについては、カワウが、平成17年10月から18年10月まで

の間、有機加工食品の認定生産行程管理者でない事業者に対して、有機ＪＡＳマークを貼付させていたものであったこと

- ③ 約1,200kgについては、カワウが、平成18年12月から19年5月までの間、生産行程管理記録を作成していないたけのこ水煮製品に、格付を行わず、有機ＪＡＳマークを貼付していたものであったことを確認しました。

これらの行為は、いずれもＪＡＳ法第18条第1項（別紙1参照）の規定に違反するものです。

(2) 不適正な産地表示

カワウを表示責任者とする製品の産地表示について、

- ① たけのこ水煮6製品（下表参照）について、不適正な表示であることを承知のうえ、事実と異なる原料原産地の表示及び商品名に産地を冠した表示を行い、少なくとも平成16年4月頃から平成19年7月末まで販売していたこと

また、当該製品のうち、実際の原料原産地と表示内容との間に齟齬が生じた製品の割合は、平成16年4月から平成19年7月までに製造された製品について、少なくとも全体の7割以上であったこと

- ② ぜんまい水煮1製品（下表参照）について、ぜんまいの原産地はすべて高知県であったにもかかわらず、徳島産と表示し販売していたことを確認しました。

	商品名	原料原産地 地名表示	実際の原料原産地	製造期間 (販売期間)	販売数量(袋) H19.4～7
1	たけのこ水煮 山城産 300g	京都産	福岡県	H16.4頃～ H19.7	7,110 (7割は不適正表示)
2	京都産たけのこ 水煮ホール 200g	京都府産	福岡県	H16.4頃～ H19.7	1,893 (7割は不適正表示)
3	京都産 たけのこ水煮 350g	京都府産	福岡県、熊本県、 鹿児島県のいずれか	H16.4頃～ H19.7	2,255 (7割は不適正表示)
4	京都産 たけのこ水煮 220g	京都産	福岡県、熊本県 のいずれか	H16.4頃～ H19.7	9,780 (7割は不適正表示)
5	福岡産 たけのこ水煮 100g	福岡産	熊本県、愛媛県	H19.3頃～ H19.7	1,110 (不適正割合不明)
6	徳島産 たけのこ水煮 230g	徳島産	福岡県、熊本県 のいずれか	H17.7頃～ H19.7	14,320 (9割は不適正表示)
7	徳島県一宇村 ぜんまい極太 150g	徳島産	高知県	H19.6	340 (すべて不適正表示)

※表中 ～～ 部分が不適正な表示

3 措置

(1) 不正な有機JASマークの貼付

有機加工食品（水煮筍パック詰め）の認定生産行程管理者であるカワウに対して、JAS法第19条の2（別紙1参照）に基づき格付の改善命令を行うため、本日付で、行政手続法第13条第1項第2号（別紙1参照）の規定に基づく弁明の機会を付与する手続きを行いました。

(2) 不適正な産地表示

事実と異なる原料原産地名の表示は、JAS法第19条の13第1項の規定により定められた加工食品品質表示基準第4条第1項第8号（別紙2参照）の規定に違反し、商品名における産地名の意味を誤認させるような表示は、加工食品品質表示基準第6条第2号（別紙2参照）に規定する表示禁止事項に該当するものであることから、カワウに対し、JAS法第19条の14第1項に基づく表示に関する指示（別紙3参照）を行いました。

問い合わせ先：消費・安全局表示・規格課

食品表示・規格監視室

担当者（有機JASマーク関係）：高崎、角田

（原料原産地表示関係）：藤井、小倉

電話 代表：03-3502-8111

内線：4485、4486

夜間直通：03-3502-7804

ホームページ掲載先URL：<http://www.maff.go.jp/j/press/>

※本件について、近畿農政局でも同様のプレスリリースを行っています。

平成 19 年 9 月 21 日

農林水産省

藤本農園に対する不適正な有機JASマークの貼付等に係る改善命令等について

◎概要

1 有機農産物の認定生産行程管理者である藤本農園（PDF：12KB） 藤本 肇（所在地：福井県 鯖江市北野町 1-10-23。以下「藤本農園」という。）に対して、調査を実施した結果、藤本農園が、

(1) 有機農産物ではない米に、不適正な格付を行って、有機 JAS マークを貼付していたこと

(2) 有機農産物ではない米に、「有機栽培米」と表示していたことを確認しました。

2 このため、藤本農園に対し、JAS 法の規定に基づく格付の改善命令（PDF：12KB）等を行うため、行政手続法（PDF：19KB）第 13 条第 1 項第 2 号の規定に基づく弁明の機会を付与する手続きを行いました。

3 その結果、藤本農園からの弁明はなく、本日、藤本農園に対して、

(1) JAS 法（PDF：19KB）第 19 条の 2 の規定に基づく格付の改善及び不適正な有機 JAS マークの除去又は抹消

(2) JAS 法第 19 条の 16 の規定に基づく不適正な有機表示の除去又は抹消を命じました。

1 経過

(1) 農林水産省北陸農政局及び独立行政法人農林水産消費安全技術センターが、有機農産物の認定生産行程管理者である藤本農園に対して、立入検査等を実施しました。

(2) その結果、藤本農園は

[1] 平成 17 年産及び 18 年産米の少なくとも 88 トンについて、化学肥料を施肥したおそれのある用土で苗を育苗したため、有機農産物の日本農林規格に規定する生産方法に従っていないことを認識していたにもかかわらず、不適正な格付を行って、有機 JAS マークを貼付していたこと

[2] 平成 18 年産もち米の一部 104kg について、有機農産物ではないにもかかわらず、「有機栽培米」と表示していたことが確認されました。

[1]は、JAS 法第 18 条第 1 項（別紙参照）の規定に、[2]は、JAS 法第 19 条の 15 第 2 項（別紙参照）の規定に違反するものです。

2 措置

藤本農園に対して、別添のとおり、JAS 法第 19 条の 2（別紙参照）の規定に基づく格付の改善及び不適正な有機 JAS マークの除去又は抹消を命ずるとともに、JAS 法第 19 条の 16（別紙参照）の規定に基づく不適正な有機表示の除去又は抹消を命じました。

※本件について、北陸農政局でも同様のプレスリリースを行っています。

お問い合わせ先

消費・安全局表示・規格課食品表示・規格監査室 生産行程監視班

担当者：高崎、角田

代表：03-3502-8111（内線 4485）

ダイヤルイン：03-3502-7804

当資料のホームページ掲載 URL

<http://www.maff.go.jp/j/press/>

有機農産物の登録認定機関である有限責任中間法人民間稲作研究所認証センターに対する業務の改善命令等について

1. 有機農産物の登録認定機関である有限責任中間法人民間稲作研究所認証センター（以下「民間稲作」という。）が認定申請に係る審査において、育苗用土が有機 JAS 規格に適合していることの確認を適切に行わず、有機農産物の生産行程管理者の認定を不適正に行っていたことが判明しました。
2. このため、本日、民間稲作に対し、JAS 法に基づく認定に関する業務の改善及び新規の認定業務の停止（90 日間）を命じました。

1 経過

1. 平成 19 年 9 月 12 日、9 月 13 日、10 月 4 日に、農林水産省関東農政局及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「センター」という。）が、有機農産物の登録認定機関である民間稲作に対して、調査を実施しました。
2. その結果、認定申請に係る審査について、民間稲作は、平成 18 年 7 月 27 日、センターの定期調査で、育苗用土が有機農産物の日本農林規格（平成 17 年 10 月 27 日農林水産省告示第 1605 号。以下「有機 JAS 規格」という。）に適合していることを書類審査等により適切に確認すべき旨を指摘された後も、
 - (1)平成 18 年 8 月 24 日、育苗用土の証明書には、発行年月日の記載がないにもかかわらず、当該用土を有機 JAS 規格に適合していると判定し、認定申請に係る事業者を有機農産物の生産行程管理者として認定したこと
 - (2)平成 19 年 9 月 27 日、育苗用土の証明書には、使用禁止資材の飛来・混入の有無は未確認である旨が記載されているにもかかわらず、当該用土を有機 JAS 規格に適合していると判定し、認定申請に係る事業者を有機農産物の生産行程管理者として認定したことが確認されました。
3. 民間稲作のこれらの行為は、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号。以下「JAS 法」という。）第 17 条の 5 第 2 項の規定に違反する不適正な認定業務です。

2 措置

民間稲作に対し、本日、JAS 法第 17 条の 11 の規定に基づく認定に関する業務の改善及び JAS 法第 17 条の 12 第 2 項第 1 号の規定に基づく認定に関する業務の一部（新規の認定業務）の停止（90 日間。平成 19 年 11 月 27 日～平成 20 年 2 月 24 日）を命令しました。

<添付資料>

- ・ 民間稲作の概要
- ・ 民間稲作に対する命令の内容
- ・ 参考条文

お問い合わせ先

消費・安全局表示・規格課食品表示・規格監視室

担当者：生産行程監視班 高崎 角田

代表：03-3502-8111（内線 4485）

ダイヤルイン：03-6744-2100

FAX：03-3502-0594

当資料のホームページ掲載 URL

<http://www.maff.go.jp/j/press/>

野中商店における不適正表示に対する措置について

1. 九州農政局が、野中商店（所在地：福岡県八女郡立花町大字下辺春 3323-1、代表者：野中秀樹。）に対して、調査を実施しました。
2. その結果、野中商店が、有機農産物加工食品ではないジャムに「有機栽培」との表示を付して販売していたことを確認しました。
3. このため、本日、野中商店に対し、JAS 法第 19 条の 16 の規定に基づき不適正な有機表示の除去又は抹消を命じました。

概要

1. 平成 19 年 9 月 21 日及び 10 月 18 日、九州農政局が野中商店に対して調査を実施しました。
2. その結果、野中商店は平成 13 年 4 月から平成 19 年 8 月までの間、有機農産物ではない原料を使用して製造したジャム 3 商品について、有機農産物加工食品ではないにもかかわらず、「野中さんの有機栽培手づくりジャム マーマレード」等と有機加工食品の日本農林規格（平成 17 年 10 月 27 日農林水産省告示第 1606 号）において定める名称の表示と紛らわしい表示（以下「不適正な有機表示」という。）を付して、直近 1 年間（平成 18 年 9 月から平成 19 年 8 月）3 商品の合計で 2880 個（576kg）を販売していたことを確認しました。
3. このことは、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号。以下「JAS 法」という。）第 19 条の 15 第 2 項に違反するものです。

措置

このため、本日、野中商店に対し、JAS 法第 19 条の 16 の規定に基づき不適正な有機表示の除去又は抹消を命じました。

<添付資料>

- ・ 野中商店に対する命令の内容
- ・ 参考条文

お問い合わせ先

消費・安全局表示・規格課食品表示・規格監視室

担当者：生産行程監視班 高崎 角田

代表：03-3502-8111（内線 4485）

ダイヤルイン：03-6744-2100

FAX：03-3502-0594

当資料のホームページ掲載 URL

<http://www.maff.go.jp/j/press/>

株式会社カワマツ及び新津さつき農業協同組合における不適正表示に対する措置について

1. 北陸農政局が、株式会社カワマツ（所在地：新潟県新潟市秋葉区新津字山谷南 4537 番地、代表取締役社長：川崎貴樹。以下「カワマツ」という。）及び新津さつき農業協同組合（所在地：新潟県新潟市秋葉区小戸下組 2224 番地、代表理事組合長：吉田和夫。以下「JA 新津さつき」という。）に対して、調査を実施しました。
2. その結果、平成 17 年から平成 19 年 10 月までの間、
 - (1) カワマツは、「有機米」と表示されたシールを、カワマツが指定する米に貼付して納品するよう JA 新津さつきに依頼し、この米を 8 店舗で販売していたこと
 - (2) JA 新津さつきは、カワマツの依頼を受け、有機農産物ではない米に (1) のシールを付していたこと
 を確認しました。
3. このため、本日付けで、カワマツ及び JA 新津さつきに対して、JAS 法第 19 条の 16 の規定に基づく不適正な有機表示の除去又は抹消を命じました。

概要

1. 平成 19 年 11 月 1 日、農林水産省が実施した「19 年産米穀の特別調査」において、カワマツが運営する「にいつフードセンター」の店舗で、有機 JAS マークがないにもかかわらず、有機表示が付されている JA 新津さつきを販売者とする米が販売されていることを確認しました。
2. このため、北陸農政局は、平成 19 年 11 月 6 日から 11 月 29 日の間、カワマツ及び JA 新津さつきに対して、調査を実施しました。
3. この結果、平成 17 年 10 月から 19 年 10 月までの間、
 - (1) カワマツは、有機 JAS 規格で定める名称である「有機米」と表示したシールを自ら作成し、あらかじめ JA 新津さつきに配布した上で、カワマツが指定する米に貼付するよう依頼し、JA 新津さつきから納品された米を「にいつフードセンター」8 店舗で販売していたこと
 - (2) JA 新津さつきは、カワマツからの依頼を受け、有機農産物ではない米 6, 737 袋 (5kg 入り、33, 685kg) に、(1) のシールを貼付して納品していたことが確認されました。
4. カワマツ及び JA 新津さつきの行為は、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号。以下「JAS 法」という。）第 19 条の 15 第 2 項に違反するものです。

措置

このため、本日、カワマツ及びJA新津さつきに対し、JAS法第19条の16の規定に基づき、不適正な有機表示の除去又は抹消を命じました。

※本件について、北陸農政局でも同様のプレスリリースを行っています。

<添付資料>

- ・ カワマツ及びJA新津さつきに対する命令の内容
- ・ 参考条文

お問い合わせ先

消費・安全局表示・規格課食品表示・規格監視室

担当者：生産行程監視班 高崎 茂木

代表：03-3502-8111（内線 4485）

ダイヤルイン：03-6744-2100

FAX：03-3502-0594

当資料のホームページ掲載URL

<http://www.maff.go.jp/j/press/>